

議案第 26 号

石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

固定資産税の特例措置期間を 5 年間延長し、市内の産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため。

石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。